

令和7年（2025年）2月26日

八王子市議会議長

鈴木玲央 殿

厚生委員長

望月翔平

「乳幼児虐待予防に向けた子育て支援のあり方」に関する提言書

全国的に児童虐待の相談件数が増加しており、虐待予防に向けた取組は社会全体で重要な課題となっている。全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなど法的保護を含む適切なケアを受けることで身体的・精神的な発達が保障される権利を有する。特に乳幼児期においては虐待リスクが高く、虐待死亡事例など深刻な状況も発生していることからその対策が求められている。そのため、本市における妊娠期からの切れ目ない子育て支援の強化や親子を孤立させない取組をはじめ、国などの動向を踏まえ、乳幼児虐待予防に向けた新たな施策展開について調査・研究を行った。

このたび、調査結果をまとめ、本委員会として下記の事項について提言する。

記

提言1. 虐待の連鎖を防ぐための取組

親自身が子どもの頃に虐待されていたなど心に傷を抱えていることが、子どもへの虐待の要因の一つとして挙げられる。また、周囲に相談できないなどにより社会からの支援につながらず、育児放棄や虐待に至ってしまう傾向もある。

子どもへの虐待を防止するためには、虐待の負の連鎖を防ぐことが重要である。そのため、地域から孤立しない・させないことが必要であり、親自身が抱える不安等を解決するための支援や、親子の関係性や子どもの発達に応じた知識を身につける機会を確保していくことが必要と考える。

このような状況を踏まえ、以下の取組を求めたい。

- (1) 虐待に至ってしまった親に対し、親自身が抱える心の傷への回復支援を行うとともに、虐待を繰り返さないための更生プログラムを実施すること。
- (2) 健全な親子関係の形成に向けて、親同士や子育て経験者、専門家と悩みや不安を共有できる場を設けること。
- (3) 予期せぬ妊娠や妊娠前からの悩みに対する相談等、性に関する悩みを気軽に相談できる体制の整備及びSNS等を活用した周知の強化を図ること。

- (4) 妊娠期から出産後まで一貫して支援できる相談体制の仕組みづくりの中で、相談窓口として行政の不足を補完する役割を行うことができるよう、助産師などの有資格者や子育て支援に関わる民間団体といった地域資源を活用した、官民ネットワークの構築・連携・活用の推進を図ること。

提言２．ショートステイ事業の拡充

本市のショートステイ事業では安全性の観点から事前登録が必要であるため、突発的に子どもを預ける必要性が生じた場合や短時間でもリフレッシュしたい場合における利用のハードルとなっていること、子どもを預けることに対する罪悪感や周囲の目を気にして利用を躊躇してしまうことが課題であると考えた。

また、ショートステイは親自身がリフレッシュすることで虐待を防ぐ効果があるが、本事業は子育て世帯に広く認識されておらず利用者が固定化していることも課題であると考えた。

一時預かりを含め、本事業の拡充を図ることを目指し、以下の取組を求めたい。

- (1) ショートステイ事業やレスパイトの重要性の周知や情報発信を充実させ、子育て家庭に限らず誰もが制度を知ること、一時的に子どもを預けることに対して後ろめたさを感じないような意識を醸成すること。
- (2) 民間団体や子育て支援団体等と連携し、アクセスしやすい商業施設等を活用した、気軽に立ち寄りやすい一時預かり事業の充実を図ること。
- (3) ショートステイ事業の利用に必要な手続きや要件、料金等を見直し、いつでも誰でも気軽に利用できる仕組みを構築すること。
- (4) 子どもは親と一緒にいることで安心感を得られ、一緒に過ごすことで子どもは親との強い愛着を形成することから、親子で宿泊しながら養育方法や子どもとの関わり方について相談を受けることのできる親子ショートステイ事業を展開すること。

提言３．「母子保健と児童福祉の一体化」を踏まえた取組

本市では子ども家庭支援センターと保健福祉センターを再編し、令和７年度からこども家庭センターを設置する。母子保健機能と児童福祉機能が一体化されることにより、家庭・養育環境への支援機能の充実と別組織であったことで生じていた連携や協働における課題の解消が期待される。

加えて、子どもの発達特性により育てにくさを感じ、虐待に至る事例もあることから、各ライフステージを通して切れ目なく情報伝達し支援できる仕組みづくりが必要であり、他の先進自治体の事例から教育委員会など子どもの支援に関わる幅広い機関との情報の共有や伝達の不備などが生じないような対策も必要と考える。

一体化を進めるにあたり、虐待予防対策及び妊娠期からの切れ目のない支援体制をさらに強化し、子育て家庭が抱える課題の解決へとつなげていくため、以下の取組を求めたい。

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的運営を行うにあたって、両分野の連携調整を行うことのできる知識・経験のある統括支援員の育成と人材確保を進め、事業の円滑な運営を目指すこと。
- (2) こども家庭センターにおいても発達に関する相談員の育成と人材確保を進め、発達障害と診断された子どもにとどまらず、発達の気になる子どもについて支援ができるような体制づくりに努めること。
- (3) 子育て支援施策におけるデジタル化をさらに進め、教育委員会などと連携した乳幼児期から学齢期への切れ目ない支援の強化に向けた情報共有体制の構築を図ること。

注：本調査における「乳幼児期」とは、妊娠期から就学前の期間を指す。